

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針

山形第一信用組合（以下、「当組合」といいます。）は、以下の基本方針に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組みます。

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当組合は、マネー・ローンダリング等防止の重要性を認識し、その防止のための組織を確立し、マネー・ローンダリング等防止に関する情報収集と適切な対応をとるための態勢の整備に努めます。

2. 経営陣の関与

当組合の経営陣は、マネー・ローンダリング等防止を経営における重要な課題と位置づけ、この問題に主体的かつ積極的に取り組みます。

3. 組織体制

当組合は、事務部担当役員をマネー・ローンダリング等防止責任者とし、事務部をマネー・ローンダリング等防止の管理部署とします。

4. マネー・ローンダリング等に係るリスクの特定、評価、低減

当組合は、リスクベース・アプローチに基づき、当組合が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを検証し、リスクを特定するとともに、特定されたリスクの評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。

5. 顧客の管理方針

当組合は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入や取引の可否の判定など適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適格な顧客との取引関係の排除に努めます。

6. 疑わしい取引の報告態勢

当組合は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施し、疑わしい取引を検知したときは、当局に速やかに届出を行います。

7. 内部監査の方針

当組合は、マネー・ローンダリング等防止のための態勢について、定期的に検証および内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

8. 役職員の研修方針

当組合は、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行えるよう、役職員への研修を継続的に実施します。